平成31年3月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成29年(ワ)第28162号 慰謝料請求事件 口頭弁論終結日 平成30年12月26日

			判		決	1			
5 \	東京都江夏	区塩浜2-	-14-2	アライ	・ハウス	П101			
		原	告		江	添	٠.	,	亮
		同訴訟代理	人弁護士	:	堀		敏		明
		同			清	水			勉
		同	•		出	.Д	カュ	お	り
10	東京都新宿	<b>『区西新宿二</b>	丁目8番1	号					
•	•	被	告		東	京			都
*		同代表	者知事		小	池	百	合	子
§.		同指定	代理人		石	澤	泰		彦
*		同		*	中	村	真		志
15		同			髙	橋	賢		_
		同			長	野	慎		也
	-	同			瀨	Л	隼	•	人
		4							

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

主

## 第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成29年7月3日から 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 5 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告に対し、警視庁に所属する警察官らから違法な職務質

問及び所持品検査を受けたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償及びこれに対する平成29年7月3日(違法行為の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実及び掲記の証拠等により容易に認められる事実)

## (1) 当事者

25

原告は、株式会社ドワンゴにおいて裁量労働制によりエンジニアとして勤務する男性であり、予備自衛官でもある。 (甲4, 7, 弁論の全趣旨)

(2) 原告に対する職務質問等

原告は、平成29年7月3日午後2時頃、出勤のため、帽子を目深にかぶり、黒色のリュックサック(以下「本件リュック」という。)を背負って、東京都中央区築地六丁目10番付近の都道304号線(通称「晴海通り」)の道路北側の歩道(以下「本件歩道」という。)を月島方面から銀座方面へ向かって歩いていた。

原告は、本件歩道上にある自動販売機で飲料を購入して取出口から取り出 そうとしていたところ、制服を着用した警視庁所属の警察官らから声を掛け られ、所持品を見せるように求められたが、これを拒んだ。

原告は、上記自動販売機付近で警察官らとやり取りをしていたが、上記自動販売機の近くにある吉野家築地東店(以下「本件店舗」という。)の自動ドアを開け、同店内の店員に対し、警察を呼んでほしい旨の発言をした。

その後、警ら用無線自動車(以下「パトカー」という。)が到着するなどして、原告の周囲にいる警察官の人数は、少なくとも合計9名程度になった。原告は、警察官らに対し、出勤しなければならない旨を伝えたが、警察官らは、原告に対し、本件店舗の近くに存在する駐車場(以下「本件駐車場」という。)に移動することを求めた。

原告が,本件駐車場に移動した後に,警察官らに対し,所持品検査を求め

る根拠について説明を求めると、警察官らは、警察官職務執行法(以下「警職法」という。)2条に根拠がある旨の説明をした。

原告は、会社に行く旨を伝えた上で、所持品検査を再び拒否したが、警察 官らは、再度、本件リュックの中身を示すように求めた。

原告が警察官らから声を掛けられてから約1時間後には、後から駆けつけた警察官らは立ち去っていき、3名の警察官らのみが残った。

3名の警察官らは、原告に対し、本件リュックの上から触って在中品について検査すること(以下、「本件所持品検査」といい、原告に対する上記ー連の職務質問を「本件職務質問」という。)を提案し、原告は、これに応じた。

原告が警察官らから声を掛けられてから本件職務質問が終了するまでには、 少なくとも1時間20分程度が経過していた。

本件店舗や本件駐車場等の位置関係については、別紙現場見取図のとおりである。(甲3,7,乙1)

#### 3 争点

25

- (1) 本件職務質問が国家賠償法上違法か否か(争点1)
- (2) 本件所持品検査が国家賠償法上違法か否か(争点2)
- (3) 原告に生じた損害の有無及び金額(争点3)
- 4 争点に関する当事者の主張
  - (1) 争点 1 (本件職務質問が国家賠償法上違法か否か) について (原告の主張)

警職法2条1項によれば、警察官が職務質問することができる相手は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、何らかの罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由がある者、又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者である。

原告には、異常な挙動はなく、周囲の事情から合理的に判断して、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由はない。また、原告には、既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる状況もない。

なお、うつむいて下を向いて歩くことや、帽子を目深にかぶっていることは、異常な挙動や不審な挙動には当たらない。

また、警察官らは、原告を留めさせるために、自分の身体を原告の身体にほぼ密着させた状態で原告を前後から挟み、原告が歩き出そうとすると前後からそれぞれ原告の両肩に手を掛け勢いよく原告を引き寄せるように原告に身体を密着させるという有形力の行使を繰り返し、原告を身動きができない状態にすることにより、原告を1時間半以上も留め置いているのであるから、かかる行為は、社会的相当性を逸脱したものというべきである。

したがって,本件職務質問は,違法である。

(被告の主張)

20

否認ないし争う。

原告は、パトカーを見るなり、顔を下方に向けて足早に歩き始めるという不審な行動をしたから、警職法2条1項にいう異常な挙動があったことは明らかであり、かかる判断をした警察官らに不合理なところはない。

また、原告は、職務質問が開始された後も、職務質問を拒否する際に手を小刻みに震わせていた上、所持品検査を求められると、警察官らの間に体ごと割って入るようにして何度も強引に立ち去ろうとしていたことなどを踏まえると、これらの状況に照らせば、警職法2条1項の要件を満たしていたものというべきである。

仮に、警職法2条1項の要件を満たしていなかったとしても、警察法2条 1項に基づき、強制力を伴わない任意の手段による行為は、適法な警察活動 として許容されるべきものというべきである。 したがって、本件職務質問は、警職法2条1項又は警察法2条1項に基づ く適法なものである。

(2) 争点 2 (本件所持品検査が国家賠償法上違法か否か) について (原告の主張)

最高裁判例(最高裁昭和52年(あ)第1435号同53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁)によれば、一定の条件の下に、職務質問の付随行為としての所持品検査が認められているものの、前記(1)(原告の主張)記載のとおり、本件職務質問自体が違法であるから、本件所持品検査は許されるものではない。

また,原告を1時間半以上も留め置いた上で,本件所持品検査を行うことは,違法である。

(被告の主張)

25

否認ないし争う。

前記(1)(被告の主張)記載のとおり、本件職務質問は適法であるから、原告の主張は、その前提を欠き、失当である。

また,原告が引用する最高裁判例は,承諾のない所持品検査の適法性に関するものであるところ,本件所持品検査は,原告の承諾を得て実施されているのであるから,本件所持品検査の適法性を判断する規範として適切ではない。

さらに、本件所持品検査は、原告の承諾を得た上で、本件リュックの在中 品を外側から触れることによって確認した程度にとどまるから、職務質問に 付随する任意手段として、社会通念上も許容されるものというべきである。

なお、警察官らは、所持品検査を求めるに際し、「パトロールに協力してください。」と任意の協力を求めた上で、「危ない物等はないと思いますが、 所持品を確認させてください。」と申し向けているから、所持品検査に先立って職務質問がされていたことは明らかであるし、所持品検査に応じるよう に要求する行為は、所持品検査そのものではなく、原告の同意を要するものではないのであるから、警察官らが職務質問を伴わずに違法に所持品検査を したものとはいえない。

(3) 争点3 (原告に生じた損害の有無及び金額) について (原告の主張)

原告は、警察官らの違法な行為によって、重大な精神的苦痛を被ったところ、その精神的苦痛を金銭に見積もると、150万円を下らない。

また、原告は本件訴訟を弁護士に依頼して提起したところ、その弁護士費用のうち15万円は、警察官らの違法な行為との間に相当因果関係のある損害というべきである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

## 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

, 25

前記前提事実に掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると,以下の事実を認めることができる。

(1) 警視庁地域部地域総務課井上秀人巡査部長(以下「井上巡査部長」という。)は、平成29年7月3日午後1時頃から(以下、同日の出来事については時刻のみを記載する。)、同課滑川博之巡査長(以下「滑川巡査長」という。)が運転するパトカー(以下「本件パトカー」という。)に、警視庁築地警察署(以下「築地署」という。)地域課垂石健巡査(以下、「垂石巡査」といい、井上巡査部長及び滑川巡査長と併せて「井上巡査部長ら」という。)と共に乗車し、築地署管内を警らしていた。

井上巡査部長は、午後2時10分頃、パトカーが都道304号線(通称「晴海通り」)を銀座方面から月島方面に向けて走行していた際に、東京都中央区築地六丁目10番付近において、本件歩道を歩いている原告を見つけ

た。

10

原告は、後部に日よけの付いたつばの広い帽子を目深にかぶり、茶色の長袖シャツの上に茶色のTシャツ、ジーンズ風ストレッチパンツを着用し、長めの編上靴を履き、やや大きめの黒色リュックサック(本件リュック)を背負って、東京地下鉄東銀座駅近くにある勤務先に出勤するため、本件歩道をパトカーの進行方向とは逆に、月島方面から銀座方面へ向かって歩いていた。(甲2、3、7、乙1、2、証人井上、弁論の全趣旨)

(2) 井上巡査部長は、原告に対する職務質問を実施することとし、原告とすれ違った後、垂石巡査と共に本件パトカーから降り、原告を後方から追い掛けたところ、原告が本件歩道上に設置された飲料の自動販売機前で立ち止まり、飲料を購入しようとしたため、原告が飲料を購入し終えるのを待ってから、原告に声を掛けることにした。その後、滑川巡査長も本件パトカーから降りて、井上巡査部長及び垂石巡査に合流した。

井上巡査部長らのうち2名は、原告が自動販売機で購入した飲料を取出口から取り出したところで、原告に後方から近づき、「ちょっといいですか。」と声を掛けた。原告が振り返って「何ですか。」と答えると、上記2名の警察官らは、原告に対し、所持品を確認させるよう求めた。これに対し、原告が、「これは職務質問ですか。」、「拒否します。」などと述べて、所持品検査を拒否したところ、上記2名の警察官らは、本件リュックの中身を見せてもらいたい、危険な物が入っていないなら見せてほしいなどと述べて、所持品を確認させるよう求め続けた。

原告が、井上巡査部長らに対し、警察手帳を示して名前と階級を明らかにするように求めたところ、井上巡査部長らは、それに応じて、警察手帳を開いて見せた上で、原告に対しても身分を明らかにするよう求めた。そこで原告は、井上巡査部長らに対し、予備自衛官手帳を示して身分を明らかにするとともに、予備自衛官制度について説明した。(甲4、7、乙1、2、証人

井上,原告本人)

10

(3) 原告と井上巡査部長らは、上記自動販売機付近で10分間程度やり取りを していたが、原告が歩き出そうとしたところ、井上巡査部長らが原告の前方 に回り込むなどしたため、原告は、前に進むことができなかった。

そこで、原告は、上記自動販売機の左横にあった本件店舗の自動ドアに手を触れて開け、店内に入ろうとしたが、井上巡査部長らのうち原告の前方にいた1名が、右手を出して原告の左肩に触れるなどして原告を制止したため、原告は店内に入ることができなかった。原告は、上記自動ドアが開いた状態で、本件店舗の店員に対して、110番通報をして警察を呼んでほしい旨頼んだが、上記店員はこれに応じなかった。(甲1、3、7、乙1、2、証人井上、原告本人)

(4) その後、井上巡査部長らからの応援要請を受け、築地署のパトカーが到着するなどして、原告の周囲にいる警察官の人数は、少なくとも合計9名程度になった。原告は、本件歩道上の銀座方面にも数名の警察官らがおり、本件歩道を進んで銀座方面に向かうことができないと思われたことから、警察官らのいない、本件店舗角を右折した先の路地を迂回して行こうと考え、急に走り出して上記路地を右折したが、数メートル走った所で、警察官らが前方に回り込んだため、それ以上前に進むことはできなかった。

原告は、井上巡査部長らから、体に手を触れられながら、上記路地に面した本件駐車場(3台の普通自動車が駐車可能な小規模のコインパーキングである。)に移動するよう促され、本件駐車場に移動した。

本件駐車場においても、井上巡査部長らは、原告に対して所持品を確認させるよう求め続け、危険な物がなければすぐに終わるので所持品を確認させてほしいなどと述べたが、原告は、自分は裁量労働制だから時間はある、本件リュックの中身を調べる令状があるならば見せてほしいなどと述べて、これを拒み続けた。また、原告が、井上巡査部長らに対し、所持品検査を求め

る根拠について説明を求めると、井上巡査部長らは、警職法2条に根拠がある旨や受忍義務がある旨の説明をした。(甲1、3、7、乙1、2、証人井上、原告本人)

(5) 原告が井上巡査部長らから声を掛けられてから、約1時間後には、応援要請を受けて駆けつけた警察官らは立ち去っていき、井上巡査部長らのみが残った。井上巡査部長らは、原告に対し、本件リュックの上から触って在中品について検査することを提案し、原告は、これに応じて、本件リュックを井上巡査部長らに差し出した。井上巡査部長らは、本件リュックを手に持って、外側から手を触れて感触を確かめながら、「これは何ですか。」と質問し、原告は、「めがねケースです。」、「ラップトップコンピュータです。」などと答えた。続いて、井上巡査部長らは、原告の承諾を得た上で、着衣の外側から手を触れて所持品を確認し、さらに、原告がポケットから取り出して提示した運転免許証について無線で照会をした。

井上巡査部長らは、午後3時30分頃、本件所持品検査の結果、本件リュック内及び原告の着衣には刃物等の危険品等は入っていないものと判断し、また、原告について指名手配等がされていないことも確認できたことから、原告に対して謝辞を述べた上で、本件職務質問を終了した。(甲7、乙2、証人井上、原告本人)

- 2 争点1 (本件職務質問が国家賠償法上違法か否か) について
  - (1) 警職法上の職務質問としての適否について
    - 職務質問について、警職法2条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者……を停止させて質問することができる。」と規定している。したがって、警職法上の職務質問として適法といえるためには、まず、相当な理由をもって何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑われること、すなわち、質問の対象者に不審事

由が存在することが必要であるところ、この不審事由の存在は、対象者の 異常な挙動やその他周囲の事情から合理的に判断されるものでなければな らない。

そこで、この点について検討すると、被告は、原告が、本件パトカーを 見るなり、顔を下方に向けて足早に歩き始めるという不審な行動をしたか ら、原告に異常な挙動があったことは明らかである旨主張し、証人井上の 陳述書(乙2)及び証言には、これに沿う部分がある。

しかしながら、①本件店舗付近の本件歩道と車道との間には、植栽や街灯が設置されており、植栽が繁茂する夏期には、本件歩道と車道との間の見通しがさほどよいとはいえないこと(甲8ないし11、乙3により認められる。)、②原告は、本件パトカーとすれちがった後に、本件歩道上に設置された飲料の自動販売機前で立ち止まり、飲料を購入しているところ、仮に、原告が本件パトカーを見つけて足早に歩き始めたのであれば、その直後に上記自動販売機前で立ち止まるという行動に出るとは考え難いこと、③本件所持品検査の結果、本件リュック内及び原告の着衣には危険品等は入っていないものと判断され、また、運転免許証の照会の結果、指名手配等がされていないことも確認されているから、原告が上記のような不審な行動を取る理由は見当たらないことなどの点に照らすと、証人井上の陳述書及び証言中の上記部分は、採用することができない。

10

したがって、井上巡査部長らが原告に声を掛けた時点において、原告に不審事由が存在したとは認められないから、その時点においては、井上巡査部長らが行った職務質問は、警職法上の職務質問の要件を満たすものということができない(なお、証人井上も、原告の服装や原告が帽子を目深にかぶっていたことは、職務質問をする理由とはならない旨証言するところである。)。

イ ところで、原告は、井上巡査部長らから声を掛けられ、上記自動販売機

付近で10分間程度やり取りをした後、上記自動販売機の左横にあった本件店舗の自動ドアを開けて店内に入ろうとしたが、井上巡査部長らに制止されて店内に入ることができなかったため、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べたものである。

原告の上記行動のうち、本件店舗に入ろうとしたことは、店内での立てこもり等に及ぶことを予感させる不審な行動ということができる上、これに加えて、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べたことは、客観的に見れば、制服を着用した警察官らから職務質問を受けている者が、店員に対して警察を呼んでほしい旨述べたものであって、職務質問を受けたことによる混乱や動揺をうかがわせるような不可解な言動に当たるといわざるを得ない。そうすると、原告が本件店舗に入ろうとしてこれを制止され、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べたことは、不審事由に該当するということができる。

そして、警職法2条1項は、警察官が同規定に該当する職務質問を続行するために、強制手段にわたらない限り、有形力の行使も含めて必要かつ相当な手段を講じることを許容した規定であると解されるところ、本件においては、上記のとおり不審事由が生じた後も、原告が所持品の確認に全く応じないため、原告に対する疑いが一向に晴れない状況にあったにもかかわらず、原告は急に走り出して路地を右折したものであって、かかる原告の行動に際して井上巡査部長らが採った措置は、原告の前方に回り込んで行く手を遮ったり、原告の体に手を触れながら、原告を路地から交通の妨害とならない本件駐車場に移動するよう促したりした程度の行為であって、いずれも原告の意思を制圧するような行為ではなく、有形力の行使も軽微なものであったことを考慮すれば、職務質問の続行のために必要かつ相当な手段と認められる。

20

25

以上によれば、原告が本件店舗に入ろうとしてこれを制止され、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べた時以降の職務質問は、警職法上の職務質問の要件を満たすものと認められる。

## (2) 警察法上の職務質問としての適否について

15

上記(1)のとおり、井上巡査部長らが原告に声を掛けてから、原告が本件店舗に入ろうとしてこれを制止され、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べるまでの10分間程度の職務質問は、警職法上の職務質問の要件を満たさないものであるが、被告は、警察法2条1項からその適法性が導かれると主張するので、この点について検討する。

警察法2条1項は、警察の責務として、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」を定めている。このことに照らすと、警察官が、職務質問をしたり、所持品の提示を求めて確認したりすることは、強制にわたらない、任意の協力を求めるものである限り、上記の責務を実現する手段として許されることがあると解せられる。その場合、任意のものであっても、その対象者に対し職務質問等の行為に出ることを必要とすべき事情があることが必要であり、手段としても相当な方法によるべきものと考えられる(最高裁昭和53年(あ)第1717号同55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272頁参照)。

これを本件についてみると、原告は、午後2時頃、前記1(1)のような服装をして、やや大きめの黒色リュックサック(本件リュック)を背負い、月島方面から、都心である銀座方面へ向かって本件歩道を歩いていたものであるところ、上記服装からは、原告がいかなる目的で本件歩道を歩いているのかは判然としない上、本件リュックは、刃物等の危険品等が十分に入る大きさのものであったから、原告が具体的な犯罪を犯すおそれまでは肯定できないものの、井上巡査部長らが原告に対して所持品の確認を求めたことは、これ

を必要とすべき事情があったと認めるのが相当である。

そして、井上巡査部長らの行った行為についてみると、井上巡査部長らは、自動販売機で飲料を購入した原告に後方から近づき、「ちょっといいですか。」と声を掛け、本件リュックの中身を見せてもらいたい、危険な物が入っていないなら見せてほしいなどと述べて、所持品を確認させるよう求め、原告からの要望に応じて警察手帳を開いて見せるなどして、10分間程度やり取りをしていたが、原告が歩き出そうとしたため、原告の前方に回り込むなどし、さらに、本件店舗に入ろうとする原告の左肩に触れるなどしてこれを制止したというものであって、井上巡査部長らのこのような行為は、強制にわたらない、任意の協力を求めるものといえ、相当な方法によるものということができる。

そうすると、井上巡査部長らが原告に声を掛けてから、原告が本件店舗に入ろうとしてこれを制止され、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べるまでの10分間程度の職務質問は、警察法2条1項に基づくものとして、適法なものと認められる。

#### (3) まとめ

15

25

以上によれば、本件職務質問は、原告が井上巡査部長らから声を掛けられてから本件職務質問が終了するまでに少なくとも1時間20分程度が経過していたことを踏まえてもなお、警職法上の職務質問の要件を満たす適法なもの又は警察法上の職務質問として適法なもののいずれかに当たるから、国家賠償法上違法なものには当たらないというべきである。

## 3 争点2 (本件所持品検査が国家賠償法上違法か否か) について

上記2において判示したとおり、原告が本件店舗に入ろうとしてこれを制止され、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べた時以降において井上巡査部長らが行った職務質問は、警職法上の職務質問の要件を満たす適法なものといえるところ、これに付随して行われた本件所持品

検査は、井上巡査部長らが、原告の承諾を得て、原告から差し出された本件リュックを手に持って、外側から手を触れて感触を確かめながら、在中品について質問し、続いて、原告の承諾を得た上で、着衣の外側から手を触れて所持品を確認したというものであるから、強制にわたらない、任意の協力を求めるものであって、警職法上の所持品検査として、適法なものと認められる。

したがって,本件所持品検査は,国家賠償法上違法なものには当たらないと いうべきである。

#### 4 小括

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由 がない。

### 第4 結論

よって、原告の請求は、理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判長裁判官



裁判官

奥国大勋

20

25

# 築地6丁目



10

5

- は、自動販売機
  - は、吉野家築地東店(本件店舗)
- は、本件駐車場 **©**

これは正本である。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

東京地方裁判所民事第24部

裁判所書記官 小松﨑